伊達市空き家取得費補助金の
申請から交付までの流れ

【交付申請受付期間】 令和7年5月1日（木）～令和7年10月31日（金）
・申請は窓口又は郵送での申請となります。
・申請は先着順であるため、予算がなくなり次第、終了となります。

空き家の取得契約締結	※当該年度の4月1日以降に取得した物件が対象です。 取得予定の物件も対象となります。
事前相談	●補助対象となる条件に該当するかを別紙の**補助対象確認シート**で確認してください。
補助申請	●「交付申請書」と添付書類を提出してください。 交付申請に必要な書類は、別紙の**提出書類確認シート①**をご確認ください。
確認・審査	●申請内容・対象要件を審査します。
補助金の交付決定	●「交付決定通知書」を申請者又は代理人へ送付いたします。 「実績報告書」も同封いたします。 決定には申請から1か月程度を要します。
空き家の取得契約締結	●補助事業の内容の変更や補助事業を取り止めるときは、速やかに市へご連絡ください。**変更（中止）申請**が必要となります。
代金支払	●空き家取得の契約・支払は、**令和8年2月27日（金）まで**に完了してください。
実績報告	●支払が完了次第、「実績報告書」と「添付書類」を提出してください。 実績報告に必要な書類は、別紙の**提出書類確認シート②**をご確認ください。 実績報告は、**令和8年3月2日（月）まで**に提出してください。
確認・審査	●報告内容を確認・審査します。
補助金の確定	●「交付額確定通知書」を送付いたします。補助金の振込予定日についても同封いたします。
補助金の受取	●指定の口座へ、振込予定日に補助金が振り込まれます。